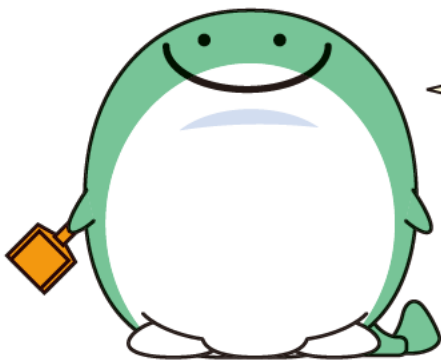


【付属資料】



<プロフィール>

僕は、三重県の豊かな森から生まれた森の妖精。
人間で言うと小学4年生くらいかな。
僕が大人になった時も自然豊かな三重県であってほしいから、資源を大切にする暮らしをしているよ。
今は、ちょっと太めな体だけど、大人になった頃には、ダイエットしてスリムになるぞ〜。

ごみゼロ社会実現プランの体系

(当初数値目標→改定後数値目標)

《プランの基本事項》
 (1)計画期間:2005~2025年度
 (平成17~37年度)
 (2)取組対象:家庭系ごみ及び事業系ごみ
 (一般廃棄物)
 (3)推進主体:県、市町及び県民
 ※県民とは、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など多様な主体の総称

取組の基本的な視点
 (1)意識・価値観・行動の転換
 (2)取組に関する優先順位の明確化
 (3)多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
 (4)ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

・「ごみは適正に処理すればよい」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ
 ・「燃える・燃えない」という分別から、「資源化できる・できない」という分別へ
 ・「効率性・経済性と環境保全はトレードオフの関係」という考え方から、「それらを両立させる」という考え方へ
 ・「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

基本理念

「ごみゼロ社会」の実現

数値目標

- ごみ排出量削減率
 家庭系ごみ **30%**
 事業系ごみ **30%→45%**
 (対2002年度実績)
- 資源としての再利用率
50%
- ごみの最終処分量
0トン
- ものを大切に長く使おうとする県民の率
100%
- 環境に配慮した消費行動をとる県民の率
100%
- 食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
100%
- ごみゼロ社会実現プランの認知率
100%

県内の現状

- ごみ処理に関する現状
- 県民の意識
- ごみの組成
- NPO等団体の意識
- 事業者の意識
- 市町の取組状況

基本方向

《発生・排出抑制》

- 拡大生産者責任の徹底
- 事業系ごみの総合的な減量化の推進
- リユース(再使用)の推進

《再資源化》

- 容器包装ごみの減量・再資源化
- 生ごみの再資源化

《環境と経済の好循環創出》

- 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
- 公正で効率的なごみ処理システムの構築

《気運醸成・文化形成》

- ごみ行政への県民参画と協働の推進
- ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

基本取組

- 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討
- 拡大生産者責任に基づく取組の推進
- 事業系ごみ処理システムの再構築
- 事業系ごみの発生・排出抑制
- 事業系ごみの再利用の促進
- 不用品の再使用の推進
- リターナブル(リユース)容器の普及促進
- リースやレンタルの推進
- モノの長期使用の推進
- 容器包装リサイクル法への対応
- 容器包装の削減・簡素化の推進
- 生ごみの堆肥化・飼料化
- 生ごみのエネルギー利用
- 生ごみの生分解性プラスチック等への活用
- ローカルデポジット制度の導入
- 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進
- ごみゼロに資する地域活動の活性化促進
- 民間活力を生かす拠点回収システムの構築
- サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル
- 埋立ごみの資源としての有効利用の推進
- ごみ処理の有料化等経済的手法の活用
- 廃棄物会計等の活用促進
- 地域密着型資源物回収システムの構築
- 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進
- 住民参画の行動計画づくり
- レジ袋削減・マイバッグ運動の展開
- ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進
- 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化
- もったいない普及啓発運動の展開
- 環境学習・環境教育の充実
- ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

推進方策

- 短期・中期の目標設定
 - ごみ排出量削減率
 家庭系ごみ6%(2010) **13%→20%(2015)**
 事業系ごみ5%(2010) **13%→35%(2015)**
 - 資源としての再利用率
 21%(2010) **30%→22%(2015)**
 - ごみの最終処分量
 81,000トン(※)(2010)
76,000トン(※)→55,000トン(2015)
 - ものを大切に長く使おうとする県民の率
 80%(2010) 90%(2015)
 - 環境に配慮した消費行動をとる県民の率
 60%(2010) 90%(2015)
 - 食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
 60%(2010) 90%(2015)
 - ごみゼロ社会実現プランの認知率
 90%(2010) 100%(2015)
- プラン推進のマネジメント
 - 各主体の役割に応じた取組の推進
 - 各主体間の連携・協働
 - 全県的な推進体制の確立
- プランを取り巻く諸課題
 - 再利用の困難なものの有効利用
 - 災害時等の適正処理の確保
 - 一般廃棄物と産業廃棄物との区分
 - 不法投棄対策
 - 取組の計画的、段階的な推進
 - 現行法制度上の制約等への対応

※平成18年12月改定

県の行動計画

- 県の役割
- 県の主な取組
 - ・ごみゼロ社会実現プランの周知、啓発
 - ・県庁舎等におけるごみ減量化の取組
 - ・推進のマネジメント
 - ・モデル事業等の実施とその成果の普及
 - ・市町、事業者等への支援等
 - ・広域的な取組の推進
 - ・政策提言、要望
- ごみ処理施設の整備の方向

ごみゼロ社会実現プラン 基本方向ごとの具体的な取組 (1/2)

基本方向

《発生・排出抑制》

1 拡大生産者責任の徹底

1-1 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討

- (1) 拡大生産者責任と費用負担のあり方についての調査研究の実施
- (2) 拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策についての調査検討の実施
- (3) 国、業界への提言

1-2 拡大生産者責任に基づく取組の推進

- (1) 拡大生産者責任に基づく事業活動の推進
- (2) 行政における拡大生産者責任に基づく取組の促進

2-1 事業系ごみ処理システムの再構築

- (1) 事業系ごみの処理実態等の把握
- (2) 事業系ごみ適正処理システムの検討・整備
- (3) 事業系ごみ排出者の届出指導等
- (4) 適正なごみ処理料金体系の構築
- (5) 一般廃棄物処理計画における減量化方針等の確立

2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

2-2 事業系ごみの発生・排出抑制

- (1) 事業所内教育の推進
- (2) ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進
- (3) 自主情報公開制度の推進

2-3 事業系ごみの再利用の促進

- (1) 業種別ガイドラインの作成
- (2) 事業系ごみの再資源化推進

3 リユース（再使用）の推進

3-1 不用品の再使用の推進

- (1) フリーマーケット等の開催
- (2) 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり
- (3) 不用品再使用のための修理・リフォーム等の推進
- (4) リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり

3-2 リターナブル（リユース）容器の普及促進

- (1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進
- (2) 新たなリターナブル容器システムの構築
- (3) リユースカップ・システム等の推進
- (4) 移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用
- (5) エコイベントの推進

3-3 リースやレンタルの推進

- (1) 民間事業者におけるリース・レンタル等のサービスの拡大

3-4 モノの長期使用の推進

- (1) 製品等の修理・修繕等のサービスの拡大
- (2) アップグレード（製品の性能・機能の向上）サービスの拡大

《再資源化》

4 容器包装ごみの減量・再資源化

4-1 容器包装リサイクル法への対応

- (1) 容器包装リサイクルに係る効果検証調査等の実施
- (2) 国への提言・要望
- (3) 容器包装リサイクル法の完全実施

4-2 容器包装の削減・簡素化の推進

- (1) 製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施
- (2) 容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践

5-1 生ごみの堆肥化・飼料化

- (1) 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築
- (2) 事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築
- (3) 家庭での生ごみ処理機の活用
- (4) 水きり運動の展開

5 生ごみの再資源化

5-2 生ごみのエネルギー利用

- (1) 生ごみバイオガス化に向けた調査の実施
- (2) 生ごみバイオガス化発電等の実証試験の検討
- (3) 生ごみバイオガス化発電等の導入の検討
- (4) 廃食用油のBDF化による活用

5-3 生ごみの生分解性プラスチック等への活用

- (1) 生ごみを原料とした生分解性プラスチック等の研究開発の検討

基本取組の具体的な内容

具体的な取組の構成

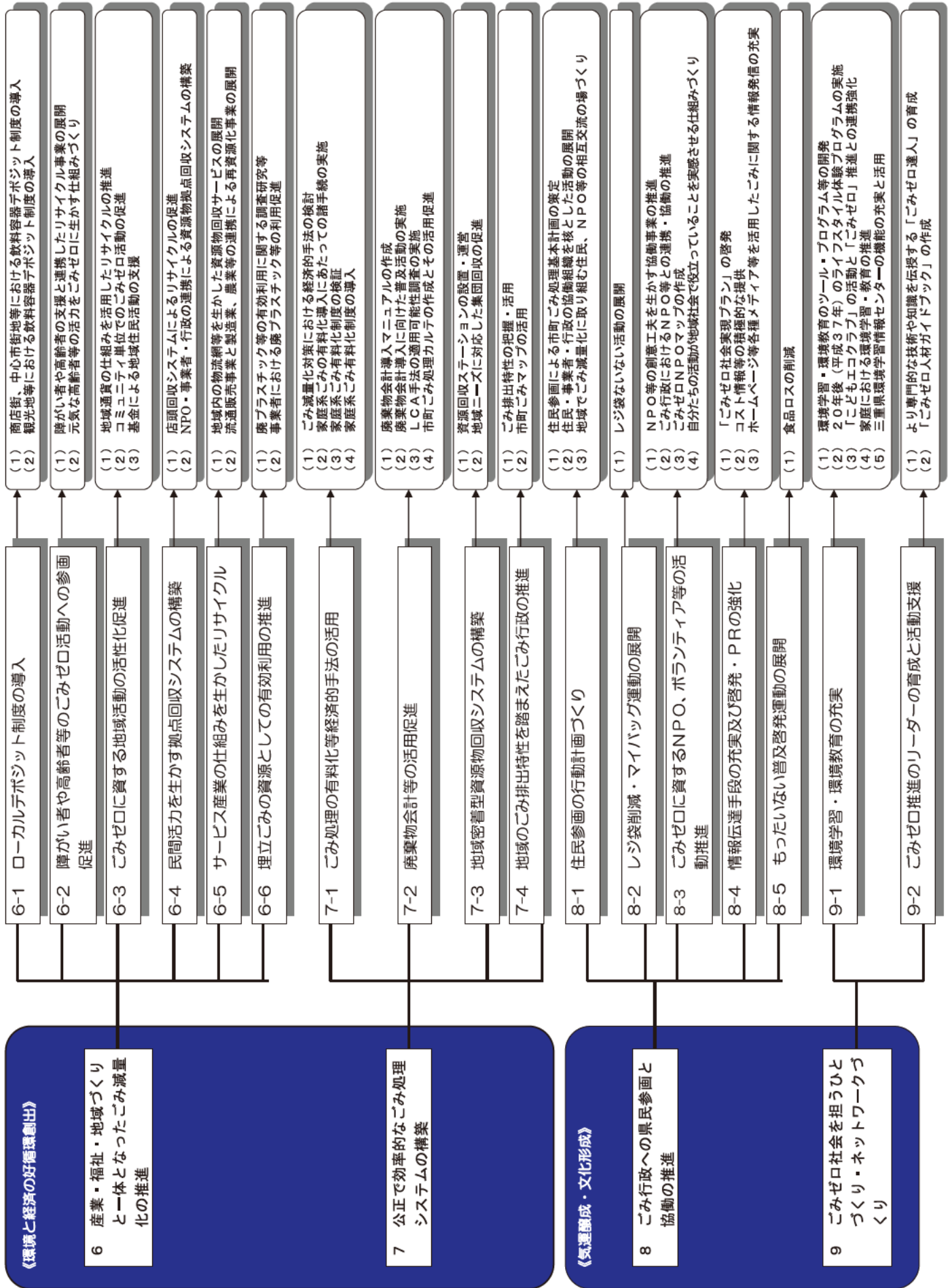
1 取組の内容

- 【役割分担】
- ・住民
- ・事業者
- ・市町
- ・県
- ・自治会・NPO
- 等民間団体

【取組事例】

2 目標スケジュール

ごみゼロ社会実現プラン 基本方向ごとの具体的な取組 (2/2)



1 プラン策定経過、推進状況

- (1) **ごみゼロ社会実現プラン策定委員会**（平成16年7月～17年3月 4回開催）
ごみゼロ社会実現プランの策定に関し必要な事項について調査審議し、プランを策定しました。
- (2) **ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザー会議**
ごみゼロ社会実現プランを策定するにあたり必要な事項について、専門的、技術的な知見、実践活動における経験や実績などに基づく個別具体的な調査検討を行い、委員会に提言、助言を行いました。
【全体会議】 平成16年7月～17年2月 4回開催
【課題別グループ会議】 平成16年8月、10月 各2回開催
発生・排出抑制グループ、再資源化グループ、環境学習・県民参画グループ
- (3) **行政連絡会議**（平成16年5月～12月 各2回開催）
県民局単位で、市町村担当者とプラン策定に関する情報を共有し、意見交換を行う会議を開催しました。
- (4) **ごみゼロ談義**（平成16年6月～12月 各2回開催）
県民局単位で、ごみ問題に取り組む住民や事業者を対象に、ごみゼロ社会実現に向けた意見交換会を開催しました。
- (5) **ごみゼロ政策研修会**（平成16年7月～12月 3回開催）
市町村、県の担当者を対象に、ごみ減量化の取組の先進事例等を参考にしながら、今後のごみ政策のあり方や方向性についてワークショップ形式で学ぶ研修会を開催しました。
- (6) **ごみゼロワークショップ**（平成17年1月～2月）
県民局単位で、県民を対象にワークショップを開催しました。ごみの発生・排出抑制や再資源化に係る地域での取組について、ワークショップ形式で、さまざまな人たちと交流しながら考え、楽しく学びました。
- (7) **県民意識調査**（平成16年9月）
県内15市町村の住民7,500名を対象にアンケート調査を実施しました。
- (8) **家庭系ごみ組成分析調査**（平成16年9月～10月）
県内6市町（津市、伊勢市、尾鷲市、名張市、菰野町及び阿児町（現 志摩市））において、家庭系ごみの組成分析調査を実施しました。
- (9) **事業者意識調査**（平成16年11月）
県内2,550事業者を対象にアンケート調査を実施しました。
- (10) **市町村アンケート調査**（平成16年10月）
県内66市町村を対象にアンケート調査を実施しました。

(11) **パブリックコメント**（平成17年1月26日～2月14日）

プラン中間案に対する県民からの意見や提案等を募集しました。（延べ30件の意見）

(12) **市町村との意見調整**（平成17年2月）

市町村と一部事務組合を対象に、プラン中間案に関する説明会を開催するとともに、同中間案に対する意見照会を行い、プラン策定に向けた意見調整を行いました。

(13) **事業者との意見交換**（平成17年3月1日）

製造業、総合小売業、飲食業、銀行業など県内の事業者を対象に、ごみ減量化の取組に関する意見交換会を開催しました。

(14) **ごみゼロ推進フォーラム**（平成17年3月30日）

ごみゼロ社会実現プランをあらゆる主体が共有し、県内外に向けて強くアピールすることにより、気運の醸成や志気の高揚をはかるとともに、一人ひとりの意識や価値観、ライフスタイル転換のきっかけづくりとするため開催しました。

(15) **ごみゼロセミナー**

県民や事業者などの方々を対象に、ごみ減量化等の取組が活性化されていくきっかけづくりとするために、講演や事例発表、意見交換等を行うセミナーを開催しました。

（平成17～21年度 延べ12回開催）

(16) **ごみゼロフォーラム**

平成19年度は、ごみゼロ・セカンドステージのキックオフイベントとして、平成22年度はごみゼロ社会実現プラン改定についての意見をいただくため、基調講演やパネルディスカッション等を行うフォーラムを開催しました。

（平成19年度 1回開催、平成22年度 1回開催）

(17) **地域ごみゼロ推進交流会**

住民やNPO等団体の皆さんとごみ減量化の取組について連携を進めるため、県内各地域で開催しました。

地域での取組の発表、先進事例紹介、意見交換等の情報交流や見学会、有識者の講演会などを行いました。

（平成17～22年度 延べ48回開催）

(18) **三重県ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」**

ごみゼロの取組をより身近なものとするため、三重県ごみゼロキャラクターを募集し、デザインと名称を公募した結果、「ゼロ吉」が誕生しました。

平成19年10月20日のごみゼロフォーラムで披露するとともに、DVDや着ぐるみ、ごみゼロソング等を作成し、ごみ減量化に向けた啓発に活用しています。

(19) プラン改定

①ごみゼロプラン推進委員会

プランの改定に関し必要な事項について調査審議し、プラン改定に係る助言等をいただきました。(平成22年5月～23年3月 6回開催)

②県民意識調査 (平成22年5月～6月)

県内15市町の住民7,500名を対象にアンケートを実施しました。

③家庭系ごみ組成分析調査 (平成21年11月、22年5月～6月)

県内9市町(津市、四日市市、伊勢市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、志摩市及び菰野町)において、家庭系ごみの組成分析調査を実施しました。

④事業者意識調査 (平成22年5月～6月)

県内2,000事業者を対象にアンケートを実施しました。

⑤NPO等団体意識調査 (平成22年8月)

県内NPO認証団体のうち、定款から「環境」に関連すると判断した団体及び「ごみゼロ」の取組に協力いただいている188団体を対象にアンケートを実施しました。

⑥市町取組状況調査 (平成22年9月～10月)

県内29市町を対象にごみ減量化への取組状況の調査を実施しました。

⑦プラン中間案市町説明会 (平成23年2月開催)

市町と一部事務組合・広域連合を対象に、プラン中間案に関する説明会を開催するとともに、同中間案に対する意見照会・意見交換を行い、プラン改定に向けた意見調整を行いました。

⑧パブリックコメント (平成23年1月5日～2月4日)

プラン中間案に対する県民からの意見や提案等を募集しました。(延べ19件の意見)

2 プラン策定、推進体制

(1) ごみゼロ社会実現プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けて、具体的な将来像と道筋を明らかにするための「ごみゼロ社会実現プラン」(以下「プラン」という。)を策定するため、ごみゼロ社会実現プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、プランの策定に関し必要な事項について調査審議し、プランを策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人程度で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、県民、事業者、市町村及び県環境森林部のなかから知事が委嘱する者をもって構成する。

2 委員の任期は、プランが策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、プラン策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を本委員会に代理出席させることができる。この場合、委員は、予め代理出席者の指名等を委員長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、本委員会において委員と同一の権限を有する。

(アドバイザー会議)

第8条 委員会に、必要な事項について調査検討し、専門的、技術的な提言等を行うアドバイザー会議を設置する。

2 アドバイザー会議の組織・運営等必要な事項については別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

ごみゼロ社会実現プラン策定委員会名簿

(順不同)

氏 名	所属・役職名等	備考
植 村 静 子	三重県消費者団体連絡協議会会長	
太 田 喜代高	三重県資源再利用事業協同組合理事長	
加 藤 光 徳	三重県市町村清掃協議会会長 (伊勢市長)	
金 谷 健	滋賀県立大学助教授 (アドバイザー会議副座長)	
田 村 憲 司	三重県商工会議所連合会会長 [平成16年11月15日から]	
小 菅 弘 正	三重県商工会議所連合会会長 [平成16年11月14日まで]	
近 藤 康 雄	三重県市長会副会長 (津市長)	副委員長
武 村 泰 男	財団法人三重県文化振興事業団理事長	委員長
長 尾 計 昌	四日市生活創造圏ビジョン推進協働会議(34530会)会長	
新 居 遠 一	三重県子ども会連合会常務理事	
服 部 忠 行	三重県町村会会長 (菰野町長)	
広 瀬 幸 雄	名古屋大学院教授 (アドバイザー会議座長)	
廣 村 敦	日本チェーンストア協会中部支部代表	
藤 田 幸 英	三重県商工会連合会会長	
水 谷 優 志	三重県PTA連合会副会長	
井 藤 久 志	三重県環境森林部長	

(2) ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザー会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 「ごみゼロ社会実現プラン」(以下「プラン」という。)の策定にあたり、専門的、技術的な観点からの意見や消費者、生産者の視点を反映させるとともに、国内外の自治体や民間の創意工夫を取り入れるため、ごみ減量化に関する有識者等からなる「ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザー会議」(以下「アドバイザー会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザー会議は、ごみゼロ社会実現プラン策定委員会(以下「委員会」という。)がプランを策定するにあたり必要な事項について、専門的、技術的な知見、実践活動における経験や実績などに基づく個別具体的な調査検討を行い、委員会に提言、助言するものとする。

(組織)

第3条 アドバイザー会議は、別表の委員をもって構成する。

- 2 アドバイザー会議に、座長と副座長を置く。
- 3 座長は、委員の中から知事が指名し、副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある場合又は座長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日からプランの策定の日までとする。

(会議)

第5条 アドバイザー会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者にアドバイザー会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議の庶務は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

別表

ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザー会議委員名簿

(順不同)

氏名	所属・役職名等	備考
石谷 由里	心身障害者福祉作業所「みどりの家」代表	
岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	
大西 喜七郎	飯高町生活環境課長（現松阪市飯高地域振興局生活環境課長）	
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部助教授	副座長
宍倉 秀明	戸田家管理部長	
新海 洋子	特定非営利活動法人輪リサイクル思考理事	
高林 慶子	マックスバリュ中部株式会社人事総務部ISO推進担当	
中村 進	生活協同組合コープみえ組織運営部組合員活動推進課長	
広瀬 幸雄	名古屋大学院環境学研究科教授	座長
堀木 義教	特定非営利活動法人三重県フリーマーケット協会副理事長	
松田 美夜子	富士常葉大学環境防災学部助教授	
水谷 幸司	四日市市環境部生活環境課主幹	
宮本 源光	阿児町参事（現志摩市総務部長）	
矢口 芳枝	三重県環境学習情報センター環境学習推進員	
山川 肇	京都府立大学人間環境学部講師	

(3) ごみゼロプラン推進委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 ごみゼロ社会実現プラン(以下「プラン」という)推進の取組について、幅広い見地から評価・検証などを行い、その結果をPDCAサイクルによるマネジメントに生かすことによりプランを効果的かつ着実に推進していくため、住民、事業者、市町及び民間団体等で構成する「ごみゼロプラン推進委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、それぞれの専門的な見地・観点から、プラン推進の取組について評価・検証を行うとともに、県に対する助言などを行う。

(運営等)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 委員会に、会議の議事進行を担う委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

附 則 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

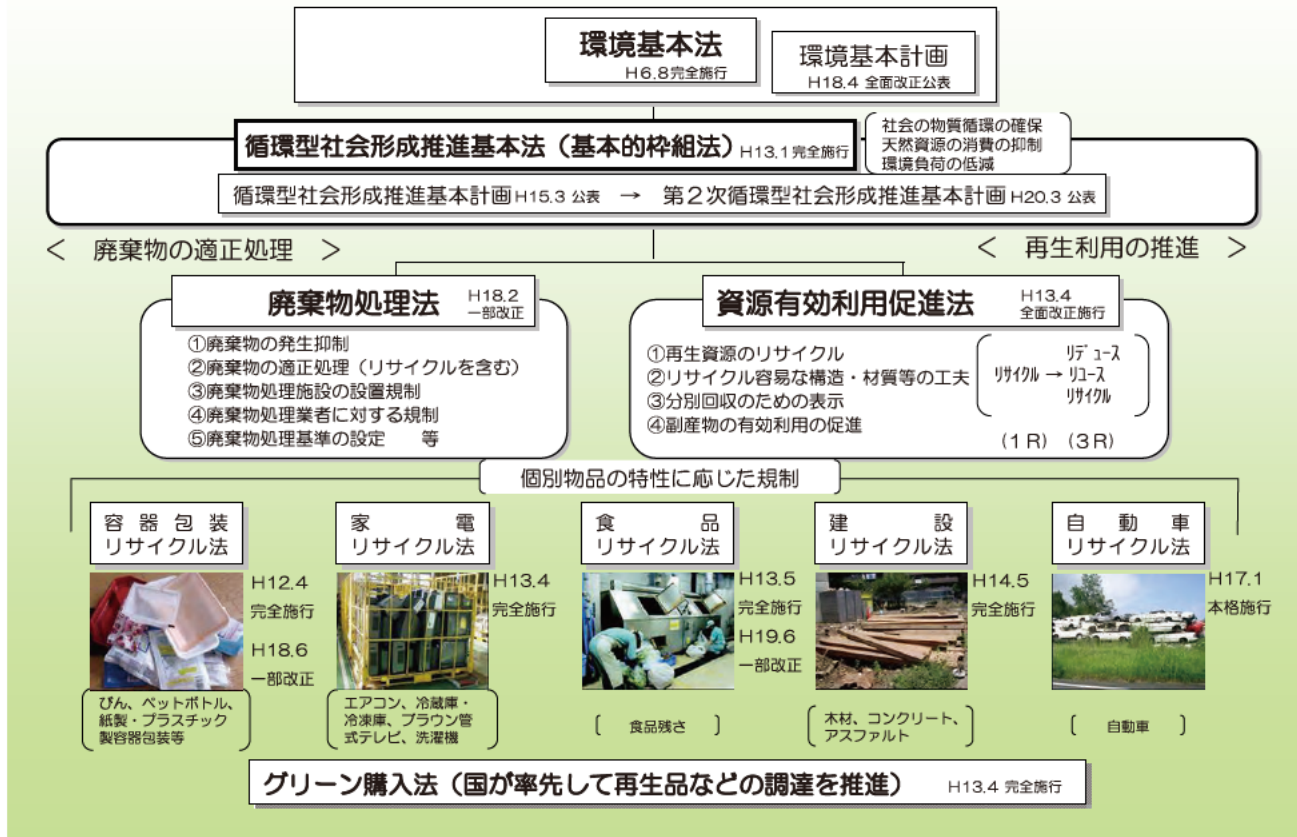
別表

平成22年度ごみゼロプラン推進委員会委員名簿

(順不同)

氏名	所属団体・役職等	備考
高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長	副委員長
立田 彰子	伊賀環境問題研究会	
羽根 いち子	元桑名市廃棄物減量・再資源化等推進審議会委員	
西村 統武	マックスバリュ中部株式会社執行役員総務部長	
服部 茂樹	北勢商事株式会社代表取締役三重県古紙卸協同組合理事長	
野呂 昌彦	井村屋グループ株式会社内部統制総括室 室長	H22. 10. 1～
村田 清	井村屋製菓株式会社取締役兼上席執行役員マネジメントグループ長	H22. 10. 1 組織変更
植村 静子	三重県消費者団体連合協議会会長	
長尾 計昌	34530会会長	
新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事	
太田 浩司		H22. 5. 27～
大窪 博	三重県PTA連合会会長	H22. 5. 27 改選
野中 良成		H21. 5. 29 改選
岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授	
広瀬 幸雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授	委員長
	(三重県清掃協議会会長)	
稲葉 和美	志摩市生活環境美化衛生課長	H22. 6. 1～
馬場 幸雄	伊賀市生活環境部清掃事業課長	H22. 6. 1 改選
	(三重県清掃協議会副会長)	
川崎 力弥	いなべ市市民部生活環境課長	H22. 6. 1～
稲葉 和美	志摩市生活環境部美化衛生課長	H22. 6. 1 改選

循環型社会を形成するための法体系



出典：平成20年9月発行「循環型社会への新たな挑戦」パンフレット

